

国保匝瑳市民病院改革プラン平成22年度評価  
及び経営形態に係る報告書

国保匝瑳市民病院改革プラン評価及びあり方検討委員会

国保匝瑳市民病院改革プラン評価及び  
あり方検討委員会委員名簿

(委員長)	橋場 永尚	匝瑳医師会長
(副委員長)	竹原 潤	医療コンサルタント
	林 吉幸	市代表監査委員
	大塚 榮一	市民代表
	岡田 陽子	市民代表
	小原 吉彰	千葉県医療整備課自治体病院対策室長
	鈴木 一郎	市副市長
	セレスタ・R・D	市民病院外科長
	海野 広道	市民病院内科長
	本田 崇	市民病院整形外科長
	渡邊 恵	市民病院職員代表

# 国保匝瑳市民病院改革プラン平成22年度評価及び経営形態について

平成24年1月25日  
国保匝瑳市民病院改革プラン評価及びあり方検討委員会

## 1. 中間報告について

国保匝瑳市民病院改革プラン評価及びあり方検討委員会では、市長の依頼に基づき「国保匝瑳市民病院改革プラン」の平成22年度における達成状況の評価を行うとともに、病院の中期的方向性について論議を重ねている。

中期的方向性については、地域の状況や市民の期待と病院の現状を重ね合わせ、限りある医療資源を効率よく活用し、住民の安心感を確保する方策を検討すると同時に病院の経営形態のあるべき姿も併せて検討している。

平成23年10月13日の発足以降、委員会はこれまで4回開催し、改革プランの平成22年度評価と経営形態についての検討を行ったので、ここに報告するものである。

## 2. 国保匝瑳市民病院改革プラン平成22年度評価について

別添「国保匝瑳市民病院改革プラン平成22年度進捗状況等の評価書」の通り。

## 3. 病院の経営形態について

国保匝瑳市民病院の経営形態については、「国保匝瑳市民病院改革プラン」の検討事項に「経営形態の見直しに関する検討」が盛り込まれ、見直しの方向性として「地方公営企業法の全部適用への変更が望ましい」と記載されている。

また、新生匝瑳戦略会議からの提言「国保匝瑳市民病院の再建に関する意見書」中に「責任を持って病院を経営する人を置くこと、責任者へ権限付与と責任の明確化をすること、経営者の示す病院の方向付けの了解をすること」が求められている。

以上のことから、現在の地方公営企業法一部適用から全部適用への移行の可否について検討した。

### (1) 地方公営企業法と適用病院

地方公営企業法は昭和27年8月に制定され、地方公共団体が経営する企業(水道、電気、ガス等)に対し適用されているが、病院事業にのみ法の財務適用等についての一部適用が認められている。

平成21年度現在、全国の自治体病院916病院中、一部適用538病院、全部適用322病院となっている。

千葉県内で見ると、平成23年4月現在23病院中、一部適用11病院、全部適用9病院、その他3病院となっており、全部適用病院が増加傾向にある。

### (2) 地方公営企業法全部適用と一部適用

また、地方公営企業法では、事業を執行し代表する管理者を設置し、運営に関する権限を付与していることが特徴で、一部適用は財務規程等のみ適用しているため運営権限は市長が持つ。

全部適用の場合、病院事情に明るい管理者が運営権限を持つことで、変化する医療環境に即応することができる。

職員の身分は地方公務員であり、管理者に権限移譲はあるものの地方公共団体

の一組織であることに変わりはないため、地方公共団体の方針に基づき運営されることに変わりはない。

### (3) 病院のあるべき経営形態について

地方の医療崩壊が指摘されている中、医師をはじめ医療従事者の確保や運営体制、医療環境の整備等に対し適宜の対応なくしては病院運営は困難をきたすこととなる。また、運営方針を迅速に病院の各組織に浸透、発動させるためには、運営責任者は自治体の長ではなく専任者でなければならないと考える。

したがって、早期に地方公営企業法全部適用へと経営形態を変更すべきである。

## 4. 留意点

経営形態の変更は、本委員会が検討している中期的方向性を実現するために必要な環境整備であり、円滑な病院運営とそれを支える病院職員の意欲向上に資するものでなければならない。

地方公営企業法では、職員の給与は独自に決定することができるが、当委員会の指示により病院執行部が3回に亘り開催した地方公営企業法説明会においては、給与に関する懸念が職員から示されたことに鑑み、経営形態の変更に当たっては、職員給与とその体系は現在のままで移行することを提案する。

## 5. 資料(検討委員会配付資料)

- (1) 各制度の比較表
- (2) 県内病院の状況
- (3) 職員説明会の開催状況
- (4) Q&A集